

過去に県から以下のいずれかの補助金等（県補助金等）の支給決定を受けた皆さまへのお知らせです

- ① 令和2年度 雇用調整助成金等利用促進事業補助金
- ② 令和2年度 福井県雇用維持事業主応援金
- ③ 令和2年度 福井県雇用維持緊急助成金
- ④ 令和3年度 福井県雇用維持緊急助成金

※ 事業の詳細は裏面を御確認ください。

令和2年から令和3年に国から支給を受けた「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」について、算定誤り等の不正・不適正な申請により支給決定取消を受けた場合、**県補助金等の返還および加算金の支払い**が必要になる場合があります。

該当する場合、速やかに**県労働政策課**まで御連絡ください。

①～④の県補助金等については、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていることを支給の要件としています。

そのため、県補助金等の申請時に添付している、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定が取り消された場合、これらの県補助金等についても支給要件を欠くことになり、返還が必要になります。

※ 県の聞き取りに応じない、返還金を正当な理由なく期限までに納付しない等、特に悪質な行為がある場合は、ホームページにて事業主名等を公表する場合があります。

お問い合わせ先

福井県 産業労働部 労働政策課 産業人材室

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号4階

電話:0776-20-0390

メール:rousei@pref.fukui.lg.jp



① 雇用調整助成金等利用促進事業補助金

【事業概要】

国（労働局）から受給した「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」の申請手続きに係る業務を社会保険労務士に依頼することで発生した費用を補助

【支給時期】

令和2年9月23日～令和3年3月31日

② 福井県雇用維持事業主応援金

【事業概要】

国（労働局）から「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」を受給した事業所で、事業主や役員等も休業した場合に、休業日数に応じて応援金を支給

【支給時期】

令和2年6月5日～令和3年3月30日

③、④ 福井県雇用維持緊急助成金

【事業概要】

国（労働局）から「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」を受給した事業所に対して、国の支給額の一定割合を上乗せ補助

【支給時期】

令和2年6月19日～令和4年3月31日

※ いずれの県補助金等についても、新規の募集は行っておりません。

お問い合わせ先

福井県 産業労働部 労働政策課 産業人材室

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号4階

電話:0776-20-0390

メール:rousei@pref.fukui.lg.jp

